

●新しいタイプの商標の導入に伴う審査基準改訂事項と法令の対応表

			商標法	施行令	施行規則	審査基準	改定内容
出願	(1) 出願方法	タイプの記載	新5条2項	—	●	5条	・それぞれのタイプの出願であることが認められる例と認められない例につき、具体例を示す。 ・タイプの記載、商標見本、物件に齟齬がある場合（タイプの記載が「音商標」であるにも関わらず、商標見本が「位置」の場合等）の取扱いについて明示する。
		商標見本	5条1項	—	●	5条	
		詳細な説明（任意記載）	新5条4項	—	●	5条	
		物件（音源データ）	新5条4項	—	●	5条	
		齟齬がある場合	3条1項柱 新5条5項	—	—	3条1項柱 5条	
審査	(2) 識別力に係る登録要件	特徴	新3条1項3号	—	—	3条1項3号	・タイプの特性に応じた識別性の考え方及び具体例を示す。 ・3条1項3号に新たに規定された「その他の特徴」について、どのようなものが該当するのかを明示する。 ・使用による識別性を認めるための証拠方法について、タイプに応じた特有のものについて記載する（例：テレビCMが記録されたDVD等）。
		簡単かつありふれた	3条1項5号	—	—	3条1項5号	
		識別できない	3条1項6号	—	—	3条1項6号	
		使用による識別性	3条2項	—	—	3条2項	
	(3) 不登録事由	当然備える特徴	新4条1項18号	●	—	4条1項18号	・4条1項18号に新たに規定された「当然に備える特徴」について、どのようなものが該当するのかを明示する。 ・タイプの特性に応じた類否の考え方及び具体例を示す。 ・公益的な音（紛らわしい音を含む。）とは、どのような音を指すのか、具体例を示す。 ・「紛らわしい音」とはどのような音か、4-1-11における類似の考え方との差異を示す。
		他人の先願	4条1項11号	—	—	4条1項11号	
		公序良俗	4条1項7号	—	—	4条1項7号	
マドリッド	願書の記載	詳細な説明	新68条の9第2項	—	●	68条	—

●は、今後整備される施行令及び施行規則